

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第110号
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成25年9月3日 20時20分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町佐多岬西方沖 佐多岬灯台から真方位267° 7.0海里付近 （概位 北緯30° 59.2′ 東経130° 31.6′）
事故等調査の経過	平成25年9月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二十 ^{しょうえい} 庄 栄丸、19トン 292-38688 鹿児島、米盛建設株式会社 B 起重機船 第801 ^{しょううん} 庄 運、1,553トン なし、米盛建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、作業員7人を乗せたB船を引き、佐多岬西方沖を北進中、大時化で甲板に波が打ち込む状況下、平成25年9月3日20時20分ごろ両舷主機が停止した。 船長Aは、両舷主機の始動を試みたが、回転が上昇せず、また、しばらくすれば、停止することを繰り返すので、21時10分ごろ海上保安庁に救助を要請し、その後、B船が圧流されてA船が傾くため、危険を感じてえい航索を切断した。 A船及びB船は、来援した巡視船にえい航されて鹿児島県鹿児島市鹿児島港に入港した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東南東、風速 約17.0m/s 海象：うねり 波高約3m 本インシデント当時、海上暴風警報が発表されており、また、台風17号が、鹿児島県屋久島町屋久島西方沖を20km/hに増速しながら、北東進中であつた。
その他の事項	A船及びB船は、9月3日16時00分ごろ鹿児島県三島村竹島港を鹿児島県指宿市山川港に向けて出港し、船長Aは、出港時、奄美大島西方沖を台風17号が接近中であつたが、台風の数度も10km/hと遅く、風力が2～3程度、波高が約1.5mであり、山川港までは近いので、航行が可能であると思つていた。 A船は、本インシデント後、燃料油タンク、主機燃料油系統の配管

	<p>等に海水の混入が認められた。</p> <p>燃料油タンクのエア抜き管は、甲板上に設置され、本インシデント後、同エア抜き管の中に設けられたディスクフロート等に異常がないことが確認された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、台風17号の接近により、甲板に波が打ち込む状況で佐多岬西方沖を航行中、燃料油タンクのエア抜き管から同タンクに海水が入り、主機へ海水の混入した燃料油が供給されたことから、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、台風17号の接近により、甲板に波が打ち込む状況で佐多岬西方沖を航行中、燃料油タンクのエア抜き管から同タンクに海水が入り、主機へ海水の混入した燃料油が供給されたため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、海上暴風警報が発表されているときには、出港を控えること。 ・ 台風は、本土に接近すれば、急に増速することが多いので、注意すること。 ・ 燃料油タンク等のエア抜き管には、ボールフロート式を採用する等により、海水が入ることを防止する措置を講じることが望ましい。